

公立大学法人大阪府立大学 一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 育児休業等に関する制度周知の徹底及び取得促進に努める。

〈対策〉

【平成27年度～】

- ・制度に関するパンフレット等の内容検討・作成を行い、教職員へ配付・ポータルサイトに掲載するなど、制度周知の徹底を図る。
- ・男性教職員も育児休業を取得できることや配偶者と交互に育児休業を取得することが可能である旨の周知を行い、男性教職員の育児休業の取得促進に努める。
- ・教職員に相談窓口等の周知を図る。

目標2 育児休業等を取得しやすい環境作りの整備を進める。

〈対策〉

【平成27年度～】

- ・育児休業等に関する理解を深めるため、管理職への研修を実施する。
研修内容については、本学における育児休業の取得など、職場での課題等を調査把握するなど、充実した研修を実施できるよう検討をする。
- ・配偶者同行休業制度等、ライフワークバランスに配慮した制度検討を行う。
- ・任期付教員について、育児休業等の期間を考慮した任期期間運用の導入など育児休業等を取得しやすいよう制度改正を行う。
- ・学内保育施設を継続して運営し、利用推進を図る。

目標3 時間外労働縮減のための取り組みを推進する。

〈対策〉

【平成27年度～】

- ・毎週水曜日の全学一斉定時退勤日「ゆとりの日」を継続して実施し、勤務時間外の有効活用の意識醸成を図る。
- ・学内における会議については、原則として17:00以降行わないことに努め、その周知・徹底を図る。

目標4 年次有給休暇の取得を促進する。

〈対策〉

【平成27年度～】

- ・夏季一斉休業の設定、業務予定を早期に明確にするなど、年次有給休暇のより計画的かつ取得しやすい環境整備に努める。
- ・管理職が率先して年次有給休暇を取得し、積極的に他の教職員にも休暇取得を促す。